

# 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項

## 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

## 3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を調査、把握し、弁当調達計画を策定する。

## 4 弁当の種類及び調達期間

### (1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等のうち弁当を希望するものに、幹旋する弁当をいう。

### (2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等に支給する弁当をいう。

### (3) 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあつては、SAGA国スポの競技会会期期間、支給弁当にあつては、SAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

## 5 弁当調製施設の指定及び取消し

(1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選定基準に基づき実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、当該弁当調製施設に「SAGA2024国民スポーツ大会小城市弁当調製施設指定書」（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## **6 弁当引換所の設置及び運営**

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営に努める。

## **7 その他**

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年3月22日から施行する。

様式第 1 号

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会小城市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

S A G A 2 0 2 4 小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会における弁当調製施設として、  
下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	